



ステップアップ 畜産！

西部農業事務所 家畜保健衛生課（西部家畜保健衛生所）



～記事～

- ★牛のアルボウイルス感染症（異常産）サーベイランスの結果
- ★令和4年度のローリー乳による牛ウイルス性下痢ウイルス（BVDV）検査
- ★令和5年度浅間家畜育成牧場の入退牧について
- ★家畜人工授精所で保存されている精液等でなければ、他人に譲渡できません
- ★春肥の時期到来、堆肥の流通促進を！
- ★定期報告書の提出をお願いします！



～別添資料～

- ★農作業中の事故を防ぎましょう！！—畜産における「激突され」編—
- ★液体窒素を取り扱う畜産関係者の皆様へ

★牛のアルボウイルス感染症（異常産）サーベイランスの結果

「アルボウイルス」とは、吸血昆虫によって媒介され、人や家畜等に感染するウイルスの総称です。牛の異常産を起こすアルボウイルスは、夏期の季節風により、ウイルスを保有したヌカカと共に海外から侵入すると考えられています。

日本では、毎年、抗体保有状況の調査によりウイルスの侵入を監視しており、令和4年度の調査結果は次のとおりでした。

アカバネ病（全国で調査）

9月に沖縄県で、11月に北海道と熊本県で抗体陽転を確認しました。北海道では2010～2011年に発生を確認して以来のアカバネウイルス侵入の確認です。なお、群馬県では抗体の陽転は確認されていません。

チュウザン病（滋賀県以西の地域で調査）

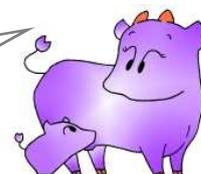
9月に愛媛県で、11月に岡山県、高知県、長崎県、熊本県、及び沖縄県で抗体陽転を確認しました。

※ただし、中国・四国・九州で確認された抗体陽転は、近縁ウイルスのディアギュラウイルスの感染による可能性があります。ディアギュラウイルスの感染も異常産を起こします。

アイノウイルス感染症（滋賀県以西の地域で調査）

11月に山口県で抗体陽転を確認しました。

本病はワクチン接種により予防できるので、6月（蚊が活動する前）までに接種し、予防に努めましょう。



★令和4年度のローリー乳による牛ウイルス性下痢ウイルス（BVDV）検査

この検査は、BVDV 持続感染牛（PI 牛）を摘発することを目的とし、年2回実施しています。西部管内農場においては、今年度もPI牛の摘発はなく、これで平成30年度以降、5年連続でローリー乳検査によるPI牛の摘発は認められていません。

PI 牛は、導入牛や導入牛産子、預託牛産子で摘発されています。農場へウイルスが侵入した場合、農場での不受胎や流産の増加、さらに新たなPI牛の発生につながりますので、導入牛だけでなく導入牛産子でのBVDV検査も実施しましょう。

1頭につき検査手数料 1,290 円にて家畜保健衛生所で実施しています。

★令和5年度浅間家畜育成牧場の入退牧について

令和5年度の浅間家畜育成牧場の入退牧は、下記の予定で実施します。

<月列入退牧予定日>

- 春 入 牧：4月19日(水)
- 夏入牧①：6月21日(水)
- 夏入牧②：8月23日(水)
- 秋 入 牧：10月18日(水)
- 退 牧 日：上記同日、5/24、7/19、9/20

※4月から牧場使用料の値上げを予定しています。

（詳細は浅間家畜育成牧場まで）



★家畜人工授精所で保存されている精液等でなければ、他人に譲渡できません

和牛の精液・受精卵の不適正な流通を防止するために、令和2年10月に家畜改良増殖法が改正されています。家畜人工授精所ではない農家等で保存されている精液・受精卵は自己所有の家畜にのみ使用可能で、他人へ有償・無償にかかわらず譲渡することは違法となります。他人への精液・受精卵の譲渡を行う場合は、家畜人工授精所を開設して下さい。開設の手続きや開設後の運営については、家畜保健衛生所までお問い合わせ下さい。

★春肥の時期到来、堆肥の流通促進を！

肥料価格高騰による農業経営への影響を緩和するため、化学肥料低減の取組を行う耕種農家に対して、肥料コストを支援する事業が実施されています。耕種農家が令和4年6月～令和5年5月に購入した堆肥が助成の対象となっていますので、この春肥の時期は堆肥販売のチャンスです。腐熟した品質の良い堆肥を生産し、堆肥の販売促進を行いましょよう。

なお、この堆肥の販売には「肥料の品質の確保等に関する法律」に基づき、登録または届出された肥料が対象となります。届出については、市町村（農政担当課）または県の西部農業事務所農業振興課（027-322-0539）にお問い合わせ下さい。



★定期報告書の提出をお願いします！

全ての家畜の所有者は、頭羽数及び目的にかかわらず報告の義務があります。未提出の方は期限内の報告をお願いいたします。

提出期限 令和5年3月17日



西部家畜保健衛生所 〒370-0074 高崎市下小鳥町233
TEL 027-362-2261 **緊急時には24時間対応します**
FAX 027-362-2260

★ 畜産業を廃業された方に送付された場合は、お手数ですがご連絡ください。